

別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)		1	円		完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)		14
関 連 法 人 株 式 等 の 計 算	受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」又は「20の計」)	2			受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」)		15
	当期に支払う負債利子等の額	3			当期に支払う負債利子等の額		16
	連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金 不算入額、対象純支払利子等の損金不算入 額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に 対応する負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「 29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の 二)「34」と別表十七(三)「17」のうち 多い金額)		17
	超過利子額 (別表十七 (3)-(4))	5			超過利子額の損金算入額		18
	総資	(2)					19
	期末関連法人	(3)					20
	受取配当等の額から	(7) × $\frac{(9)}{(8)}$					21
							22
その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)		11			その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)		24
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)		12			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)		25
受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)		13			受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)		26
当年度実績による場合の総資産価額等の計算							
区 分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子 等の元本の負債の額等	総 資 産 価 額 (27) - (28)		期末関連法人株式等の帳簿 価額		
	27	28	29		30		
前 期 末 現 在 額	円	円	円		円		
当 期 末 現 在 額							
計							

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00583」
- ③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限る。)

(注) 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

別表八(一) 令四・四・一以後終了事業年度分